

震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請手続き等について

概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、給油取扱所等の危険物施設が被災したことや、被災地への交通手段が寸断されたこと等により、ドラム缶や地下貯蔵タンクから手動ポンプ等を用いての給油や、危険物施設以外の場所での一時的な貯蔵など平常とは異なる対応が必要になり、消防法第10条第1項ただし書きに基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱い(※)が数多く行われました。

そこで、浜松市において震災時に市内が甚大な被害を受け、交通手段が十分に確保できない等の場合は仮貯蔵・仮取扱いの安全対策等に関して、事前に消防機関と協議のうえ計画書を提出しておくことで、申請から承認までの手続きを電話等で行うことができることといたします。

※「消防法第10条第1項ただし書きに基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱い」とは、所轄消防長又は消防署長の承認を受けることにより、指定数量以上の危険物を10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱うことができる制度です。

消防法第10条第1項〔危険物の貯蔵・取扱いの制限等〕

指定数量以上の危険物は、貯蔵所(車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所(以下「移動タンク貯蔵所」という。)を含む。以下同じ。)以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、十日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

東日本大震災に伴って行われた仮貯蔵・仮取扱い
形態別にみると、次の3つの行為が多く行われました。

- ・ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い
- ・危険物を収納する設備からの抜き取り
- ・移動タンク貯蔵所等による給油(ガソリン以外)、注油等

しかし・・・

震災時には、申請手続きが困難になることが予想されます。

東日本大震災における仮貯蔵・仮取扱いの事例

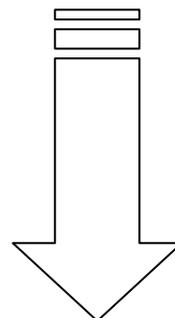


屋外タンクから移動タンク貯蔵所に危険物を移し替えている様子



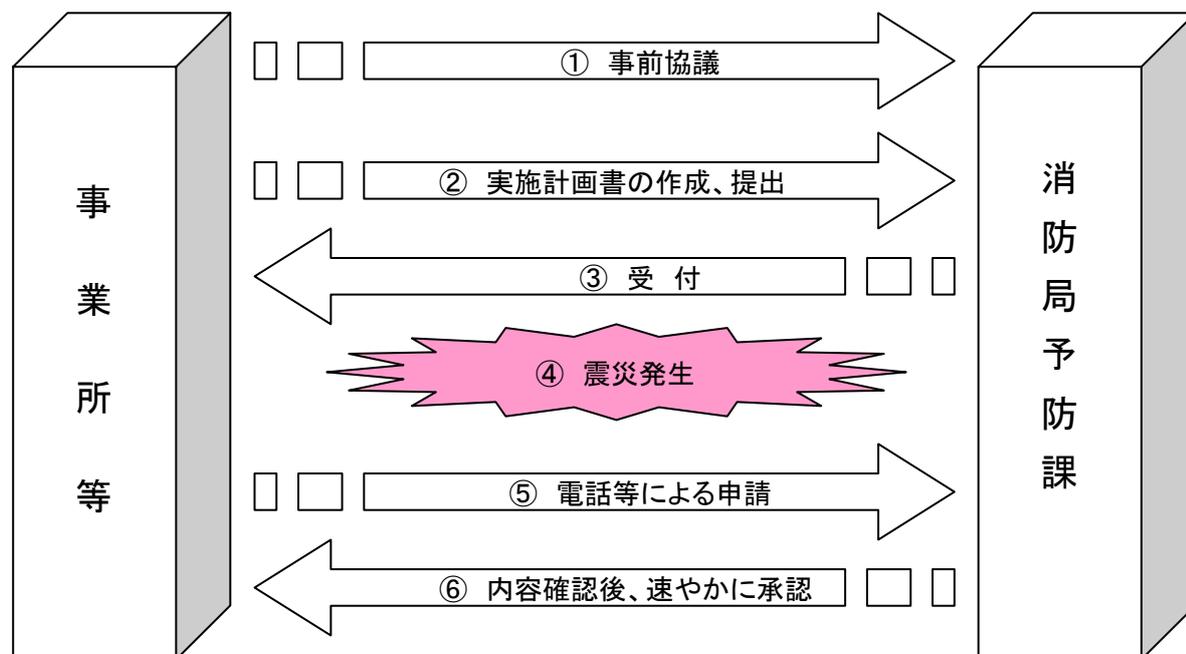
空き地にドラム缶で危険物を貯蔵している様子

(仙台市消防局提供)



震災時に安全を確保した上で迅速に仮貯蔵・仮取扱いを行うために

危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が想定される事業者等は、震災時に想定される臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態、これに応じて講じるべき安全対策、事務手続きについて事前に消防機関と協議し、具体的な計画を定めて計画書を提出しておくことで、申請から承認までの手続きを電話等により速やかに行うことができます。



危険物施設における臨時的な危険物の貯蔵・取扱い

危険物施設における臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについては、設備の故障等による代替機器の使用、停電時における非常用電源及び手動機器の活用等が想定されます。

危険物施設であっても、許可外の危険物の貯蔵・取扱いや利用方法が異なる設備等の利用は、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認又は消防法第11条第1項の規定による変更の許可が必要となります。震災時にこれらの計画がある事業所等にあつては消防局予防課との事前協議をお願いします。

相談・お問い合わせ

浜松市消防局予防課危険物保安グループ

053(475)7544